

特別支援学級の増加に関する考察

川田耕太郎

Consideration regarding the increase in special needs classes

Kotaro KAWADA

キーワード：特別支援教育、インクルーシブ教育、特別支援学級

概要：文部科学省は、共生社会の形成に向けてインクルーシブな学校を目指し、特別支援教育を推進してきた。しかしインクルーシブ教育とは逆行するかのよう特別支援学級は増加し続けている。なぜ、増え続けるのか、その背景について考察した。

1. はじめに

文部科学省は特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室、通常の学級といった学びの場を整備しつつ「同じ場で共に学ぶこと」を追求することを求め、インクルーシブ教育を目指す方向性を示しているが、通常の学級以外で学び生活する子どもが増え続けている。障害のある子どもへの教育の在り方や、支援を受けることの重要性が理解され、特別な支援を受けることや、特別の場における特別支援教育に対して否定的な考えより肯定的な捉え方をする保護者・本人が増えたということであろう。しかし、共に学び生活することを目指すインクルーシブ教育の方向性なら特別支援学級は減少するはずだが増える一方である。本研究では特別支援学級の増加の要因と示唆することについて考察する。

2. 障害のある子どもへの教育

1) 特殊教育から特別支援教育へ

1947年に学校教育法により、それまで教育の対象とされなかった障害のある子どもに特殊教育という形で教育が始まった。1960年代には重度・重複障害児への教育も重視され、就学義務の猶予又は免除の制度が存在しつつも、全ての子どもが教育の対象となった。1971年、文部省は「今後における学校教育の総合的な整備拡充のための基本的施策について」において養護学校教育の義務制実施を答申し、1979年に養護学校教育は義務化され、障害のある子どもへの教育の制度が整い、盲・ろう・養護学校を中心に各障害種の専門性が培われた。特別の場での障害のある子どもへの教

育が充実していく中、1994年のサマランカ声明を受け、インクルーシブ教育への方向性を踏まえた教育システム改革が必要となり、2001年、文部省は「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（最終報告）」において、特殊教育の制度を発展させるとし、2003年「今後の特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議（最終報告）」において、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育へ転換を図り、2007年に完全移行した。

2) 特別支援教育の推進

障害者権利条約の採択後、障害に基づくあらゆる差別の禁止やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮についての理解啓発が進み、障害者基本法や学校教育法等が改正され、共生社会の形成やインクルーシブ教育システムを構築するために特別支援教育を推進することが示された。特別支援教育では障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行い、かつての養護学校や特殊学級での教育に限らず、発達障害など特別な支援を必要とする子どもに通常の学級を含む全学校・学級で実施される。ただし、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省、2021）にあるように、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指

導を提供できる多様な学びの場として、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校等を用意することは必要とし、多様な学びの場の整備は継続された。

3) 特別支援教育の対象となる子どもたち

文部科学省の特別支援教育資料 (2024) によると、2022 年度に特別支援教育を受けた義務教育段階の児童生徒数は 61.8 万人で、2012 年の 30.2 万人から倍増している。2012 年時点で特別支援学校在籍者は 8.2 万人の 1.2 倍増で知的障害者が最も増加した。特別支援学級在籍者は 35.3 万人で 2.1 倍増となり、平成 30 年度以降は、知的障害者に代わり自閉症・情緒障害者が最も多くなっている。また、通級指導教室利用者は 18.2 万人で 2.5 倍増、特に自閉症者と学習障害者、注意欠陥多動性障害者が増加し、発達障害者が通級対象の大きな割合を占めている。このように特別支援学級と通級指導教室は利用者が増加し、特に自閉症者等の発達障害者への特別の場での指導が増加している。

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する調査」(2022) によると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が 8.8% 在籍しており、類似の調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(2012) の 6.5%、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」(2002) の 6.3% と比べて増加している。文部科学省は増加の理由の一つに「(前略) 通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由 (後略)」が考えられるとしている。

4) 国連による勧告

多様な学びの場を用意し、障害のある子どもたちの教育の充実を図る中、2022 年に国連の障害者権利条約対日審査によって、教育の分野への懸念と要請が示された。以下に抜粋を示す。

【懸念 (一部抜粋)】

- ・ 障害のある子どもの分離された特別教育が継続していること。

- ・ 障害のある子ども、特に知的障害、精神障害またはより集中的な支援を要する子どもが、通常環境での教育にアクセスできなくしている。また、通常学校に特別支援学級があること。
- ・ 障害のある子どもを受け入れるには事実上準備不足であると受け取られていることにより、障害のある子どもの通常の学校での受け入れを否定していること。
- ・ 障害のある児童／生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- ・ 通常教育の教員のインクルーシブ教育に関する技術の欠如及び否定的な態度。

要請 (一部抜粋)】

- ・ 分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること。
- ・ すべての障害のある児童／生徒が合理的配慮及び必要とする個別化された支援を提供されることを確保するために、質の高いインクルーシブ教育に関する国の行動計画を採択すること
- ・ 通常の学校による、障害のある児童／生徒の通常の学校への通学拒否が禁止されていることを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること。
- ・ すべての障害のある子どもに対して、個別の教育要件に見合う合理的配慮を保障し、インクルーシブ教育を確保すること。

文部科学省は特別支援教育の中止の否定と、インクルーシブ教育システムの推進に努めるとし、サマランカ声明を踏まえた教育制度の改革を進めているという立場であり、分離教育を行っていることについては否定した。

特殊教育以降の障害のある子どもへの教育は特別な場で専門性が構築され、特別支援教育に移行して多様な学びの場でその充実が進められてきた。インクルーシブ教育システム、共生社会の形成に向けて各学びの場の特別支援教育を充実させることを目指してきたが、特に自閉症者等の発達障害者が通常の学級ではなく特別支援学級に在籍することが増加した。インクルーシブ教育を推進することで特別な学びの場は減少する方向のはずだが、通常の学級にも特別支援学級にも困難さのある、特別な支援の必要な子どもが多数在籍している。

3. 特別支援教育を希望する子どもの増加要因

各学びの場での障害のある子どもへの特別支援教育が充実し、通常の学級でも学び生活できるよ

うになり、特別支援学級などは減少していくはずだが、実際は増加している。そこには複数の要因があると考えられる。

1) 学校における特別な支援についての理解

(1) 困難さのある子どもへの理解

通常の学級に特別な支援の必要な子どもがいることが2002年の文部科学省の調査で広く知られた。また、国民的キャラクターを例にした司馬の「のび太・ジャイアン症候群」(1997)や大人の発達障害、当事者の書籍等が発刊され、発達障害への認識は広がった。学校では校内委員会設置や特別支援教育コーディネーターの指名、発達障害の特性や指導・支援の研修も行われた。そして困難さの背景は「わがまま」や「しつけの問題」ではなく、発達障害を踏まえることが重要視された。2022年の文部科学省調査でも困難さのある子どもの増加の要因の一つが「教員が子どもたちの発達障害のような特性による困難さに気づくようになったことの表れ」とされている。

(2) 特別支援学級などへの期待

困難さがある場合は支援が必要だと理解が進み、保護者・本人は困難さがあると支援を受けながら学ぶことを希望し、教員は本人のニーズに合う特別な場での教育を勧め、行政は必要に応じて特別支援学級の新設・増設を行った。

子どもや保護者、教員は、特別支援学級での学びのよさを実感する機会が増えた。特別支援学級は通常の学級より在籍人数は少なく8人である。そのため、少人数ならではの手厚さが期待されやすく、保護者や関係者にとって受け入れやすいものである。かつては特殊学級への入級は否定的に捉えられることもあった。文部科学省初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会における特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第2回）」で平成22年度の長野県就学相談体制整備状況調査が紹介されている。

総判断件数2144件のうちおよそ1割が判断と異なる就学となっており、その理由は本人・保護者の希望が約84%、そのほか祖父母等の反対や経過観察などが挙げられている。内訳として、通常の学級判断を通級が1件、通常の学級判断を特別支援学級が1件、通級指導教室判断を特別支援学級が1件で、残りは特別支援学級判断だが通常の学級が116件というように判断より支援度の低い方を希望。

国立特別支援教育研究所の報告(2020)によると、「特別支援教育が必要と感じている一方で、他者からの視線が気になり、小学校を希望する事例」があり、否定的な考えをもつ保護者や関係者が一定数はいるとしている。だが、近年は支援度の高い学びの場を希望する保護者も多くみられる。報告の中に「学校教育法施行令第22条の3に該当しない児童生徒で、保護者が特別支援学校を希望し、就学した事例」として、手厚く専門性の高い特別支援学校を希望するものや「保護者の意向が通ると捉えている保護者が増えている。」という事例が紹介されている。本来、「子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する」(文部科学省、2021)もので、保護者の意見が必ずしも就学先を決定するものではない。だが、保護者が特別な支援を受けたいと熱望し、希望した学びの場への就学を断固として貫き通そうとしたものもあり、支援度の高い特別支援学級への入級を希望する事例が散見される。

2) 未就学段階における特別な支援

就学時、通常の学級以外の学びの場を希望する場合は就学教育相談を行い自治体の判断を受ける。かつては特殊学級を避け就学教育相談を拒否する事例もあったが、近年は就学教育相談の件数は増加傾向にあり、早期発見や早期療育の充実の成果とも言える。

発達等が気になる場合、行政や児童発達支援センターなどの関係機関との連携の下、児童発達支援事業所で日常生活の基本的な動作や知識技能の獲得、集団生活への適応訓練などを少人数の個別で専門的な支援を受けられ、支援のよさや必要性の理解につながる。

(1) 児童発達支援事業所（以後、事業所とする）による支援

厚生労働省の令和4年12月「第6回障害児通所支援に関する検討会」配付資料によると、事業所の一月平均の利用者数は、平成24年度の4.7万人が令和3年度には13.6万人と大幅に増加している。A市を例にすると、令和元年度から5年度の事業所数の推移は111、128、166、199、226か所、放課後等デイサービスも同様に増加し、通所等支援事業費は令和元年度の57億円が令和4年度には113億円となり2倍近い。

子どもや保護者は専門家による個別的な支援の

よさや必要性を認識することになる。未就学段階で手厚い支援を受けた場合、支援について肯定的で特別支援学級の選択にも否定的にならない。発達支援を受けている子どもに就学教育相談で通常の学級判断が出た場合「発達支援を受けているのに、なぜ通常の学級なのか。」と話す保護者や関係者も少なくない。発達支援を受ける子どもが増加し、その保護者らが就学後も手厚い支援を求めて特別支援学級を希望して就学相談を受けるようになっている。

(2)事業所と保育所、こども園、幼稚園等の連携

就学前の支援が必要な子どもの情報は児童発達支援計画や個別の指導計画、教育支援計画等を含め、支援の連続性を図るため、発達の状況や障害の特性、支援内容等について関係機関で情報を共有し相互理解を図っている。事業所や保育所、園は就学について保護者との相談や検討も行う。例えば、特別支援学級入級が望ましいが保護者は通常の学級を希望する場合、関係者が保護者と丁寧話し合い、よりよい就学につなげるケースもある。ほかにも事業所は通常の学級で園や保育所は入級、園や保育所は通常の学級で事業所は入級、事業所や園、保育所は通常の学級で保護者は入級希望のように多様な事例がある。どのような考えで特別支援学級を選ぶのか重要になり、例えば「子どもに困難さがある」、「子どもが困りそう」ということだけでは不十分で、通常の学級における特別支援教育や特別支援学級での教育を理解した上での丁寧な話し合いが必要であるが、制度の理解が不十分なまま、発達支援を受けている子どもたちは特別支援学級への入級が好ましいという安易な考えがあるなら特別支援学級への入級者が増えるきっかけとなる。

4. 特別支援教育についての誤解

特別支援教育についての理解は進んだとされるが、同時に誤解も生じている。発達障害などの障害や特性が理解され、何らかの障害や困難さがある場合、特別支援学級入級や事業所への通所を勧めることが散見されるが、小学校では通常の学級、就学前は園や保育所等で特別支援教育が行われる。それにもかかわらず、特別な支援が必要な場合は特別支援学級、事業所での指導・支援が望ましいとする誤解がある。

特別支援学級に該当する障害があり、その障害により困難が生じ、特別な指導が必要な場合は入

級の検討はあり得る。だが、ただ単に困っている、困ることが予想される、個別や少人数指導が望ましいということだけでは、全ての子どもが入級することになりかねない。各教科等の困難さ、学校生活の困難さへの対応は、通常の学級の担任の守備範囲であるにも関わらず通常の学級では困難さのある子どもへの支援は行えないと誤解されがちである。また、発達障害があると特別支援学級対象との誤解もある。「なぜ、発達障害のある子が通常の学級にいるのか。落ち着きのない子どもは特別支援学級対象ではないか。」「不登校や感覚の繊細さなどがあるから特別支援学級。」等の話も聞く。未就学段階でも同様の誤解があり、「集団生活に慣れない子は専門的な支援のできる事業所が担当した方がいい。」「我々は健常児の教育の専門家ではあるが障害のある子どもについては素人だから対応できない。」といった話も聞く。「困難さや発達障害があると特別な場での教育」ではなく、通常の学級での教育が基本である。

特別支援学級対象は一定の障害があり、通常の学級での支援では足りず、特別支援学級での特別な教育が必要な子どもである。通常の学級には多様なニーズのある子どもが存在し多様な支援が求められるが、十分に行えず子どもも教員も保護者も困っている状況がある。保護者や関係者の意見を尊重せざるを得ないケースもあり、特別支援学級対象ではなくても通常の学級での対応が困難で特別支援学級に頼らざるを得ない事例もあるのだろう。

5. 特別支援学級への誤解

通常の学級と同じ学習を少人数で手厚く行う場所だとの誤解も多い。2022年に文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」通知を出した。週の授業時数の半分以上を通常の学級で学ぶ子どもの場合、特別支援学級ではなく通常の学級への在籍を促すことや、特別支援学級で自立活動の指導を行わず単なる教科の個別的な学習を行っているなどの誤った運用の是正を促した。

特別支援学級では、子どもの実態に応じた各教科等と自立活動を加えた特別の教育課程が編成される。障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導を行い、必要な知識技能を身に付けると共に、必要な支援で学習や生活が円滑に行われるようにすると共に、身に付けた力を日常

生活で生かせるようになることを目指す。自立活動の時数分、通常の学級より各教科等の時間は減り、障害特性に応じた指導方法の工夫を行う必要があるため、指導内容は精選・重点化され、単なる個別・少人数指導とは異なる授業が行われる。

6. まとめ

特別支援学級の増加は、「特別な支援のある子どもへの気づきの増加」「特別な支援を受けることへの肯定的な考え」「通常の学級における特別支援教育の不十分さ」「特別支援学級で行う教育への誤解」等の複数の要因が影響している。

特別な支援の必要な子どもの増加は、発達障害やその他の障害の発生率が増加した可能性もあるが、杉山（2024）は「自閉スペクトラム障害や注意欠陥多動性障害と診断を受ける子の9割以上は、正常から少しずれているだけで「障害」という言葉にはなじまない軽い子だ。」としている。その特性による困難さはあり支援が必要になる可能性はあるが、障害ではない場合、入級を検討する対象ではなく、通常の学級での支援を検討すべき子どもたちであり、近年の自閉症・情緒障害特別支援学級の急増はそのような子どもたちが入級していることになるのではないかと推測される。そして、これまで特別支援学級で対応していた子どもたちが特別支援学校へ移行している可能性もある。特別支援学校の教員が「以前は小学校の特別支援学級に在籍する程度の障害の状態等の子どもが在籍している。」と話すことはよくある。特別支援学校の在籍者が以前と比べ重複障害者より単一障害者の割合が増加していることからそのような実感は妥当である。

共生社会やインクルーシブ教育を目指す特別支援教育制度は、通常の学級における特別支援教育の充実が期待されてきた。2022年の文部科学省の調査によると、困難さのある子どもについて気づくことはできているが、十分な支援は行えていない状況が明らかになっている。必要な支援が行わなければ障害の状態は悪化するため、支援は実施したがうまくいかずに特別支援学級を勧めるケース、教員の指導方法に合わずに特別支援学級を勧めるケースなどが生じる。また、保護者の中には子どもが学級の中で他者に迷惑をかけている状態を申し訳なく思い、適切な支援があればそこ

で学び生活できる可能性を感じつつも他の保護者からの苦情等を聞きながら特別支援学級を希望せざるを得ないケースもある。

7. 今後の展望

通常の学級では学力の向上や新しい教育の内容、新しい教育技術の取得など幅広い専門性が求められ、教員が対応すべきことは多い。課題の一つに不登校の増加があるが、発達障害の重なりが多いことも知られている。不登校の要因に挙げられる無気力や不安の原因については、学習や行動面、対人関係の困難さ等に対して配慮がなければ不安が生じ無気力にもつながることは明らかである。

通常の学級における特別支援教育を推進するために環境整備が必要であり、財政上の問題を除外するなら特別支援教育支援員などの人的配置や学級編成規準の改善が必要である。現状の40人や35人では教員一人が対応する人数は多く、欧米の先進国では30人以下の場合や、学年によっては20人程度の場合もある。障害のある子どもが在籍する場合は更に減ることもある。もちろん人数が少なければ支援がうまくいくということではないが、教員への負担が減ることは推測できる。

ただ、人的配置や学級編成規準といった環境整備は今すぐに実現できるものではない。考えるべきことは学級担任や教科担当者が取り組めることとなり、一人一人の専門性の向上が望まれる。通常の学級にいる子どもたちは多様であり、全ての子どもが学び生活しやすい状況づくりに一律の解決方法はないが、誰もが学校生活を楽しく過ごせる学級経営、学びやすい授業づくりを心掛けるといった本質的なことを行い、その上で一人一人への配慮を行うことが必要である。

特別支援学級の担任には、通常の学級と特別支援学級での教育についての専門性が求められる。しかし特別支援学級は臨時的任用教員の割合や初めて特別支援学級の担任となる教員も多く、発達や障害の状態等に応じた十分な教育を行うことは容易ではない。そもそも特別支援学級や通常の学級における特別支援教育を行う専門的な教員免許状がないことへの対応も教員養成における課題である。

特別支援学級の増加は分離教育を勧めているようにとらえられる。しかし、分離を望んだり、積極的に分離したりしているのではない。通常の学級における特別支援教育が十分に機能しておらず、

特別支援学級を選ばざるを得ない状況に課題がある。一人一人の専門性の向上と通常の学級における教育の改善が望まれる。

文献リスト

杉山登志郎「被虐待児の見逃し危惧」南日本新聞、2024年11月23日

文部科学省「障害のある子どもの教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」株式会社ジアース教育新社、2022年

文部科学省「長野県の特別支援教育（就学に係る概況）」特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第2回）配布資料、2010年

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1296815.htm

最終閲覧 2025年2月18日

文部科学省「障害者権利条約対日審査について（2022）」通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第4回）会議資料、2022年

https://www.mext.go.jp/kaigisiyo/2019/09/1421377_00024.html

最終閲覧 2025年2月18日

文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」、2002年

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/20221024-mext-tokubetu01-000025379_06.pdf

最終閲覧 2025年2月18日

文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」2012年

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/20221024-mext-tokubetu01-000025379_07.pdf

最終閲覧 2025年2月18日

文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」、2022年

<https://www.mext.go.jp/content/20230524-mext->

[tokubetu01-000026255_01.pdf](#)

最終閲覧 2025年2月18日

文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」、2022年

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

最終閲覧 2025年2月18日

鹿児島市議会「児童発達支援及び放課後等デイサービスについて」鹿児島市令和6年第4回定例会（12月）12月09日－2号、2024年

https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kagoshima/MinuteView.html?council_id=1172&schedule_id=3&is_search=false&view_years=2024#

最終閲覧 2025年2月18日

厚生労働省「児童発達支援・放課後等デイサービスの現状等について」第6回障害児通所支援に関する検討会配布資料、2022年

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001023067.pdf>

最終閲覧 2025年2月18日

特別支援教育資料（2024）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00011.htm

最終閲覧 2025年2月18日